

児発・放デイ | 制度解説

主要加算の 要件早見

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



片道の実績と児童区分を分けて確認

児発・放デイとも片道ごとの算定です。基本報酬区分により、54単位を加える扱いと40・80単位のための扱いがあります。

主な単位(片道)

対象・区分	通常の基本報酬区分	重心中心等の区分
通常の児童	54単位	—
重心児・医療的ケア児	54 + 40単位	40単位
医ケア判定スコア16点以上	54 + 80単位	80単位

40単位と80単位は重ねません。重心中心等の基本報酬区分では54単位を加えない扱いです。

要件・残す実績

- 往路・復路を別々に記録し、実際に送迎した片道だけを集計
- 児発は居宅等との間、放デイは居宅等または学校との間が基本
- 集合場所を使う場合は保護者の事前同意を記録
- 重心児・医療的ケア児は、施設基準・添乗職種・届出も別途確認
- 同一・隣接敷地内の建物への送迎は所定単位数の70%

落とし穴 | 54・40・80単位を同じルールで足さないこと。児童属性、基本報酬区分、添乗体制、届出の受理状況を分け、指定権者へ最終確認します。

区分ごとに、資格割合の分母をそろえる

児発・放デイ共通で、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを届出に基づいて算定します。

区分	単位	主な配置要件
Ⅰ	15単位／日	常勤の直接処遇職員のうち、対象資格者が35%以上
Ⅱ	10単位／日	常勤の直接処遇職員のうち、対象資格者が25%以上
Ⅲ	6単位／日	直接処遇職員の常勤割合75%以上、または常勤者のうち所定の3年以上経験者30%以上

対象資格

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の4資格です。

確認する証跡

- 勤務形態一覧・雇用条件・資格証の写し
- 経験年数の定義に沿った職歴の確認資料
- 多機能型は全サービスの直接処遇職員を通算して割合を計算

落とし穴 | 全職員を分母にしないこと。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは同時算定せず、区分・計算根拠・届出の受理状況を指定権者へ確認します。

欠席連絡だけでなく、相談援助まで記録する

児発・放デイとも94単位／回、原則として月4回までです。

算定までの4点

1 利用予定があった

急病等により利用を中止した日を対象にします。

2 連絡日は前々日・前日・当日

連絡を受けた日付と時刻を残します。

3 状態確認と相談援助を行った

電話等で児童の状況を確認し、必要な助言・連絡調整を行います。

4 内容を記録した

児童の状態、相談援助、連絡調整の内容を一続きで残します。

月8回の特例

主として重症心身障害児を通わせる事業所で、延べ利用者数が「利用定員×営業日数」の80%未満等の特例要件に該当する場合、重症心身障害児は月8回までとなります。

訪問や対面支援は要件ではありません。特例の対象区分と利用率計算は当月実績で確認します。

落とし穴「欠席を受け付けた」という記録だけでは不足します。状態確認と相談援助の具体的内容、月上限を確認します。

専門職の配置だけでなく、計画と30分の実施をつなぐ

児発・放デイとも150単位／回。児童ごとの月間利用日数で算定上限が変わります。

月上限

サービス	当月利用日数	上限
児発	12日未満	4回
児発	12日以上	6回
放デイ	6日未満	2回
放デイ	6～11日	4回
放デイ	12日以上	6回

主な要件・記録

- 理学療法士等、通知で定義された専門職等を1名以上配置し届出
- 5領域と個別支援計画を踏まえた専門的支援実施計画を作成
- 保護者へ説明し、同意を得た事実を記録
- 1回30分以上の支援を実施。個別が基本で、個別ニーズを満たせる小集団も対象
- 実施日・時間・内容を記録し、必要に応じて計画を見直す

落とし穴 | 専門職が勤務しているだけでは実施加算になりません。児童別の計画・同意・30分以上の実施・記録・月上限をそろえます。

個別相談は方法と時間で単位が変わる

児発・放デイ共通。Iの各区分を合わせて1日1回、月4回までです。

方法別の単位

相談方法	単位
居宅訪問・1時間以上	300単位
居宅訪問・1時間未満	200単位
事業所等で対面	100単位
オンライン	80単位

主な要件・記録

- 事前に保護者の同意を得て、個別支援計画へ位置づける
- 計画的に相談援助を行い、日時・時間・要点を記録
- 相談は原則30分以上。居宅訪問は家族の事情等による30分未満の例外あり
- 児発・放デイを一体的に行う多機能型は、両サービスを通算してIを月4回まで
- 利用日以外も対象になり得るが、その月に児童の利用実績がない場合は算定しない

落とし穴 | 突発的な電話対応だけでは対象になりません。事前同意・計画への位置づけ・計画的な相談・記録を一続きで確認します。

グループ相談は2～8組・30分以上で組み立てる

児発・放デイ共通。Ⅱの各区分を合わせて1日1回、月4回までです。

方法別の単位

相談方法	単位
グループ・対面	80単位
グループ・オンライン	60単位

同じ世帯から複数人が参加しても1組として数えます。

主な要件・記録

- 2～8組の保護者等に対し、30分以上のグループ相談援助を実施
- 事前同意を得て個別支援計画へ位置づけ、日時・参加者・内容を記録
- 児発・放デイを一体的に行う多機能型は、両サービスを通算してⅡを月4回まで
- IとⅡは別枠。同じ日にそれぞれの要件を満たせば各1回の算定が可能

落とし穴|1組だけでは対象になりません。一方向の講義だけで終わらず、参加組数と双方向の相談援助内容を残します。

会議の目的でⅠとⅡを分ける

区分	単位・上限	会議の目的
Ⅰ	250単位／回・月1回	日常的に通う施設等と、個別支援計画の作成・見直しに関する会議を行う
Ⅱ	200単位／回・月1回	関係機関の情報共有会議に参加・開催し、心身状況や生活環境等を連携する

区分Ⅰの記録

- 事前同意。オンライン会議も対象になり得る
- 参加者・日時・要旨・計画への反映内容を記録
- 具体的な連携方法を個別支援計画へ記載

相手機関と区分Ⅱの記録

- 児発は保育所・幼稚園等、放デイは学校等が主な相手
- 区分Ⅱも事前同意、参加者・日時・要旨を記録
- 連携結果に応じて個別支援計画を見直す

落とし穴 | 日常的な電話連絡だけでは会議要件を満たしません。ⅠとⅡは同じ月に併算定せず、Ⅲ・Ⅳを含む全区分は現行告示・通知と指定権者の案内で確認します。

児発と放デイで対象区分・単位が異なる

自治体の対象決定や受給者証等を確認し、事業所だけで対象児を判定しません。

児童発達支援 | 120単位／日

- 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する児童
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳の最重度・重度、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する児童
- 主として重症心身障害児を通わせる基本報酬とは併算定しない

放課後等デイサービス | 90または120単位／日

- 就学児サポート調査等の合計13点以上は90単位
- 所定研修修了者を配置し、その修了者が対象児を支援した場合は30単位を加え120単位
- 食事・排せつ・入浴・移動のうち3項目以上で全介助を要する児童は120単位
- 行動上の支援区分と著しく重度の区分は重ねない

落とし穴 | 支援者の印象だけで区分を選びません。受給者証・自治体の決定、児童属性、研修修了者による当日の支援実績を確認します。

要保護・要支援児童への連携を文書で残す

児発・放デイとも150単位／日。関係機関との継続的な連携が要件です。

対象を確認

要保護児童・要支援児童について、支援の必要性の伝え方にも配慮し、保護者の同意を得ます。

計画へ位置づけ

児童相談所、こども家庭センター等との連携方法を個別支援計画に記載します。

連携を継続

認識や支援状況を少なくとも6か月に1回共有し、双方で確認できる文書を残します。

- 連携先には児童相談所、こども家庭センター、公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師等を含みます。
- 同じ連携実績を関係機関連携加算IIIと重ねて算定しません。

落とし穴 | 口頭連絡を事業所内メモだけで終えないこと。共有内容・日付・相手方を、双方で確認できる文書として保管します。

不登校支援は学校・家庭との月次連携で行う

放課後等デイサービスのみ70単位／日。児童発達支援にはこの区分はありません。

対象と計画

1 不登校の状態を確認

病気・経済的理由を除く状態について、学校と事業所が緊密な連携の必要性を判断します。

2 保護者同意を得る

学校と連携して、不登校支援を位置づけた個別支援計画を作成します。

毎月の実施・記録

- 学校と月1回以上、対面またはオンラインで情報共有
- 共有内容を文書にし、学校と相互に確認できる形で保管
- 家族へ月1回以上、個別の相談援助を行い記録

落とし穴 | 通常の欠席や事業所独自の判断だけでは対象にしません。同じ学校連携・家族相談の実績を、関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱや家族支援加算Ⅰと重ねません。

出典・確認事項

本資料は2026年に新設された加算一覧ではなく、2026年6月1日適用の現行版を2026年8月14日に確認したものです。

指定通所支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号・現行）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2680&dataType=0

確認日: 2026-08-14

障害児通所給付費等単位数サービスコード（令和8年6月施行版・その3）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001696438.xlsx>

確認日: 2026-08-14

令和8年こども家庭庁告示第5号（2026年6月1日施行）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/255d371a/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_15.pdf

確認日: 2026-08-14

算定基準等の実施上の留意事項（最終改正: こ支障第88号）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-14

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/r8hoshukaitei>

確認日: 2026-08-14

本資料は一般的な制度解説であり、算定可否を保証するものではありません。届出状況、対象児の決定・属性、当月実績、必要な計画・同意・記録を分けて確認してください。様式・受理の最終確認は指定権者（都道府県・指定都市・中核市）へ。

株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。